

教育勅語成立期における在野思想の一考察

——熊本紫溟会の教育、宗教道徳観を中心として——

佐々博雄

はじめに

明治二十三（一八九〇）年十月三十日「教育ニ関スル勅語」が渙発され、ここに明治国家のイデオロギーの原型が前年の「大日本帝国憲法」と共に揃ったわけである。「皇室翼戴」・「国権拡張」を一大主義としてきた紫溟会は、この勅語の渙発を次のように受け止めていた。

教育ノ勅語一ヒ出テ、学会ノ方針トスル所始メテ雲霧ヲ披ヒテ青天ヲ見ルノ運ニ会セリ是レヨリ天下教育ノ方針一変シテ勅語ノ主旨ニ向ヒ学会ノ執ル所ハ殆ド順風ニ帆ヲ揚ルカ如シ¹⁾

これまで、世間の風潮に逆行して志を主張し、自由民権運動と対峙してきた紫溟会の立場から見れば、この勅語は、正に自らの主義主張が天下に公認されたことを意味するものであった。

従来、教育勅語の成立については、一般歴史からや、政治史、思想史、教育史など、多くの分野から研究が行われ、その歴史的背景や、その性格が論ぜられてきた²⁾。しかし、教育勅語が国民統一の目的をもつて渙発されたことから、その研究も当然ながら政府主体側の研究が

中心であり、勅語を受け止める国民客体側の研究はあまり多くないようである³⁾。

そこで、本稿においては、教育勅語成立に関して、直接それを研究の対象とするのではないが、勅語成立に重要な役割を果たした井上毅、元田永孚の郷里において結成され、彼らと関係を有した熊本紫溟会を考察の対象として、まず、教育勅語成立にかかわった井上、元田等、政府要路者と紫溟会との関係から勅語成立との関連を検討し、次に、教育勅語渙発以前における紫溟会の主義主張、特に、国民統一、国民教化を目的とした彼らの教育、宗教道徳観を分析し、教育勅語成立期における在野の思想状況の一端を明らかにし、教育勅語成立に関する総合的研究の一助にしようとするものである。また併せて、紫溟会の国権思想の変質については、従来その対外観を中心に研究されてきた⁴⁾が、本稿においては教育勅語成立という内政の面から考察を加えてみたい。

補註

本稿中、厳密に言えば紫溟会の名称だけでは不十分な箇所もあるが、紫溟学

会も紫溟会も同一思想の団体であることから紫溟会の名称をもって、紫溟学会の意味も含んだものとして使用したことを了解されたい。

一、井上毅・元田永孚と紫溟会

熊本紫溟会は、後の紫溟学会・熊本国権党の母体であり、明治十四（一八八二）年九月一日、熊本の幕末以来の学統学派を統合して結成された士族中心の政治団体であったが、この紫溟会も当初加盟を予定していた相愛社が加入をとりやめ、やがて、実学派が主権論争のすえ十一月には分離し、学校党を中心とした政社となり「皇室翼戴」・「国権拡張」を一大主義とする純然たる国権主義の政社として、紫溟学会・国権党へと続く系譜となるのである。⁽⁶⁾

紫溟会の設立については、明治十五年三月一日から発刊した機関雑誌『紫溟雜誌』に掲載した「紫溟会歴史抜抄」（第一号／第十一号に所載）に詳しい。⁽⁷⁾これによれば、紫溟会創立の直接の契機となったのは、明治十四年の春頃、上京した佐々友房、白木為直、木村弦雄、高橋長秋等が在京熊本出身の官人諸氏と時々「懇親の会」を開いたことに始まり、左の目的をもって、結党の計画を立てたのであった。

方今ノ現況終ニ一政党ヲ結テ上ハ明治八年ノ聖詔ヲ実行シテ立憲ノ政体ヲ翼賛シ奉ルヘク下ハ流行風潮ニ成立タル疎暴詭激ノ邪説ヲ滅尽シ社会ノ秩序ヲ保チ道德智識並進ミ我邦ヲシテ東洋ノ真開明国ヲラシムルコソ互相先覚者ノ義務ナラント一人カ語レハ一人モ同按ニテ会スル毎ニ人ノ数モ増シ始メテ芝紅葉館ニ集会シ結合ノコトニ計

画シタリ

このように紫溟会は在野と在官の人々を中心に結成へと向ったわけであるが、その結成に尽力した官側の人物は、安場保和、山田信道、鎌田景弼、古莊嘉門、井上毅等であった。このうち古莊嘉門（河上彦斎の反政府陰謀事件で禁獄、のち一高校長、国権党総理）は実学派が分離すると官を辞して帰県し、紫溟会の立て直しに尽力した。また、井上毅との関係については、先の「紫溟会歴史抜抄」の中では、全くふれられていないが、『克堂佐佐先生遺稿』の序文において安達謙蔵が井上毅は「紫溟会趣旨文章の執筆者」と記述しており、また、『井上毅伝』（史料篇第五）に「紫溟会結党激文章稿」として井上自筆の紫溟会設立趣旨草稿が残っていることから井上と紫溟会との関係は明らかである。そこでもう少し、井上と紫溟会との関係を紫溟会が結成されたこの明治十四年という時期を背景に詳しく見てみることにする。

明治十四年政変における井上毅の活動については大久保利謙「明治十四年の政変」⁽⁸⁾や稲田正次『明治憲法成立史』上巻等に詳述されており、当時の大隈重信と伊藤博文の対立の背後に伊藤の参謀としての井上毅の行動が、その書簡や意見書を使って明らかにされている。これらの書簡を読んで気がつくことは、井上が自らの憲法論や国会開設の勸諭案についての意見を伊藤や岩倉に主張する際、地方士族の動向を意識していることである。

明治十四年七月二日の伊藤博文宛の書簡⁽⁹⁾においては、伊藤に憲法起草担当の決心を迫り、もし他人の手になるようであったら、「旁々官

を辞して熊本の一人民となり、朋輩と共力団結し、報国の微志を表明するの心得に御座候」と、官を辞し、郷里熊本に帰り、仲間と運動を起す時まで述べているように、郷里の郷党が意識されており、続いて、七月五日には、

「(略)古莊嘉門件、偏に奉懇祈候ハム私郷里中ニ而前途同心共力いたし度存候人物ハ、独此人ニ而、此人なれハ少年輩之人望も有之、十分之団結力を得候而已ならず、且神風連之一派ニも勢氣を及ぼすに足るものニ御座候、ソレ故是非内地ニ而尽力いたさせ度奉存候処、(中略)就而者偏ニ明公之力を仰キ度、此事微末ながら旧県一地方之事并ニ小生ニ取候而者、後日關係緊要之情実有之候間、御多務中恐縮候得共、何分御垂意奉冀候」

と、右のような書簡を送って、井上にとって、「後日關係緊要之情実有之」ところの古莊嘉門の処遇について伊藤の努力を要請しているのである。七月十二日の書簡⁽¹¹⁾においては、福沢諭吉等文詢社の英国風私擬憲法を批判し、次のような主張をしているのである。

(前略) 普魯西風ノ憲法ヲ行フ事ハ、如此風潮ノ中ニ於テ至難ノ勢ナルヘシトイヘトモ、今日ニ在テハ猶是ヲ挙行シ、多数ヲ得、以テ成功ニ至ルベシ、何トナレハ英国風ノ憲法論末々深ク人心ニ固結スルニ至ラズシテ、地方ノ土族中、王室維持ノ思想、猶其余瀝ヲ存スルモノ、必ス過半ニ居レハナリ、若シ今ヲ失フテ因循ニ付シ、二三年ノ後ニ至ラハ、天下人心既ニ胸ニ成竹アリテ百方弁説ストモ挽回ニ難ク、政党ノ多数全ク彼レニ属シテ此レニ属セズ(後略)

すなわち、この書簡において井上は、彼が目的とするプロシヤ風憲法制定実現のためには現在のところ熊本紫溟会的な「皇室翼戴」を主張する地方の土族の力が期待されるから早急に憲法制定にとりかかるべきであると伊藤に説いているのである。また、井上は十月十二日の国会開設の勅諭草案も作成しており、この勅諭案に関して「内啓」と記した五ヶ条の意見を十月七日岩倉具視へ送っている⁽¹²⁾。その第四条において、「此ノ勅諭ハ、縦令急進党ヲ鎮定セシムルコト能ハストモ、優ニ中立党ヲ順服セシムヘシ、全国ノ土族猶中立党多シ、今此挙アラサレハ彼等モ變シテ急進党トナルコト疑ナシ」と述べているように、この意見書においても井上は勅諭の必要性を説き、全国土族中の中立党に期待をかけているのである。

これらの書簡から、明治十四年政変の舞台裏の中心人物たる、井上毅の信念を支えた背景の一つには、紫溟会に代表されるような皇室維持を主張する地方土族が意識されており、井上にとって紫溟会は自らの理想とする国家体制を支えてくれる力強い存在と考えられていたようである。

そこで、次に、井上の起草した『紫溟会結党激文章稿』⁽¹³⁾と、この草稿に熊本側において加筆修正して発表した『紫溟会主旨』⁽¹⁴⁾との違いを見ながら井上と在野側の意識を検討してみることとする。井上の『激文章稿』から『紫溟会主旨』⁽¹⁵⁾にいたるまでは少なくとも、数段階の修正がおこなわれているようである。この『主旨』は、二千字程の文章であるが、その修正過程を見ると、まず、草案の字句の修正と末文の

整理が行われ、次に、皇統や国体に関する字句の挿入・加筆が行われ

ている。すなわち、井上草稿では全く使用していない「国体を保護し」や「国体を破り」等の語を加筆し、さらに、紫溟会側では、「窃に謂ふ艸昧の始めに当って我先王仁信明武の資を以て之が君となり之が害を除き之が利を播き維子維孫累葉相承以て数千年の今日に至る。其情義の由来する所天を窮め地を極めて尽きざるものあり。之を他の便法を以て其君主を置くものと同視す可きものに非ず。」と、井上草稿にない皇統に関する絶対性を主張する一文を挿入している。ここには、後の教育勅語の前文と共通する水戸学に由来する思想が見出される。また、末文近くには、「若し夫れ官権を弄し私利を営み苟且偷安以て公議を壅塞し内乱を醸成する者は即ち我党に非ざるなり」と、紫溟会独自の主張をつけ加えて、彼らの立場を表明している。このように井上の草稿には紫溟会側によって、修正・加筆がおこなわれており、そこに、井上が政府官僚としての立場から自由民権運動を打倒し、その支配を容易ならしめる集団として紫溟会を意識し、草稿の中にも数ヶ所、「朝野」の協調を謳ったのに対し、紫溟会側では、国体護持、皇室翼戴という大義名分によって自らの立場を主張し、その在野性を表明したのであったが、しかし、その立場は違っても、「今の時に当り能く我が国体を保護し我國勢を振張し危を転じて安となし以て独立を保全せんと欲せば独り国民の心力を一にするあるのみ」というように両者の目的は、自由民権運動を打倒し、日本の實際的独立を速やかに達成する手段としての国民統一にあったのである。

る。

井上は政変が一段落した明治十四年十一月七日、参事院議官の肩書をもって、三条実美太政大臣・左右大臣に『人心教導意見案』⁽¹⁵⁾という、これから政府がなすべき方策五ヶ条を示した意見書を送っている。この意見書の第二ヶ条の「士族ノ方向ヲ結フ」の中において井上は、「各旧藩侯ノ方嚮ヲ固クスルハ地方士族ヲ結フノ第一着手タリ、現在、在官ノ人、退イテ郷里ニ帰住シ、以テ地方ノ為ニ上下ノ情ヲ通スルヲ願フ者、其ノ功勞アル人ノ如キハ、政府ハ、之ニ養料ヲ予ヘテ以テ其請ヲ許スベシ、地方ノ團結ニシテ、方嚮純生ナル者ハ、在官ノ士、之ト消息ヲ通シ、百方誘掖スルコトヲ許スベシ」と、その理由について述べているのであるが、まさに、ここには井上が紫溟会を結成援助しようとした意図、すなわち、彼の『紫溟会結党激文草稿』の中にもみられた朝野の協調、官民協調を目的とした姿勢を窺うことができるのである。

以上述べてきたように井上は紫溟会と密接な関係をもっていたがゆえに、政府の政策意見具申者及び担当者としての立場から、紫溟会結成に際して、公に、その名前が出るのを避けていたと考えられ、前述の「紫溟会歴史抜抄」にも名前が記載されていなかったたのであり、明治十四年九月二十四日の報知新聞記事に紫溟会主旨の起草者が井上毅であると掲載されると、九月二十六日の同新聞において紫溟会主旨の立案は井上ではなく、佐々友房であるという訂正の旨の記事が記載されているが、このようなことも同様の理由からであろうと考えられ

さて、井上毅と紫溟会との関係については概略理解されたことと思
うが、同じく熊本出身の侍講元田永孚は、この時期の紫溟会をどのよ
うに見ており、また、どのような関係を有していたのであろうか。ま
ず、明治十四年十一月二十七日、熊本在住の息子元田永貞（元田永貞
の妻は津田静一の妹）に送った書簡⁽¹⁷⁾によって見てみることにする。こ
の書簡において元田は、十月十二日の国会開設の詔勅発布以後、紫溟
会内部でおこった主権論争などに対する意見を述べ、息子の進むべき
方向を指示し、紫溟会の中心人物の一人である津田静一に対して、こ
れから進むべき道を示しているのである。

其地紫溟会之儀、安場下県之節一と通り主義の大意を承り、其時迄
は忘吾会の主義を定めて、向來の方向を不誤様にとの主旨にて、其
主義に於ては固より異論も無之候得ば、安場の主体に任せ、別に異
存も不申述候得共、從來迂老に於ては一存有之、彼政党論には関係
不致候（下略）

この文面からは、この時期の元田は、紫溟会に対しては特に積極的な
支持を示しておらず、その根底には政党そのものに対する批判があっ
たようである。

政党論に於ては初より一存有之、関係不致とは、苟も聖人の大道を
学び候者、朝に在ても道に立ち、野に在ても道に立ち、唯道義に独
立而已と存候故に、無偏無党王道講々と有之、天下之王道も一身の
王道も聊異なる事は無之候へば、吾道も則無党に候間、政党論は迂

老が素より所不好又所不考に候

すなわち、「聖人の大道を学び候者」は、「唯道義に独立而已」といい、「無偏無党」であらねばならないと主張する。ところが、現在の状態は、「方今欧州の政党、其風潮の勢遂に我邦に派及し、君子も小人も会社団結を云様に相成候儀、全く斯道の明らかならざるの致す処、今日同嘆の事と感慨に不堪事に候」と、まさにヨーロッパの政党の風潮が国内に派及している状態であると、元田を嘆かせる。そして、元田に脅威を与えている自由民権運動に対しては、「安場等主義を正し自由党を制馭するの一事は、時を濟ふの急策に出候而、夷を以夷を攻むるの道に候へば、迂老にも不同意は不申述」と述べており、元田としては、先に積極的支持を与えなかつた紫溟会も、自由党を制馭するという大きな目的から、その手段としては止むを得ざるものとして捉えられていた。元田が求めていたものは「彝倫道德之学」、すなわち、徳治主義に基づく道義政治であり、現在の政党論は「主義は善く共其誘導勸奨するの意思已に政略術智上に出候」と、その目的が如何に善くとも、その誘導手段が政略術智上からでていれば、これは孔子の心に悖るものと、元田には理解されていたのである。そのような理由から、元田は、彼の理想実現のために、同じ学統であり、同輩津田信弘の嗣子である紫溟会の中心人物津田静一には次のようなことを望んだのであった。

（前略）迂老が静一に企望致候処は、向後政党の接統不接統には頓着無之、今一步を進めて、前に云ふ所の彝倫道德の学を一層講明有

之度候、此道学の大明に至らざらん間は、何事も一得一失にて、一事を興せば必一害を生じ申候。向来斯道の託、静一人と依頼致候事に付、迂老が希ふ所は、政党論を一転して道義講習会社となし、忠孝の大義より礼讓廉恥を本とし、各自の心術を正し品行を脩め、孔子の跡を継て皇国の大道を講明して宇内に拡充致し候様有之度候
(下略)

元田は津田を斯道の後継者と目しており、その津田が参加している紫溟会も政党の立場から、より普遍的と考えられる道義講習を目的とする団体となつて、孔子の道を弘めることを望んでいたのであつた。

この元田永貞に宛てた書簡のほか、この時期の紫溟会や津田についての意見は、実学派の先輩である下津休也に宛てた明治十五年十月十七日の書簡¹⁸⁾によつても同様の内容を窺うことができる。この書簡で元田は、紫溟会等の政党について「君子は道に立而已、道の外何ぞ別に政党を結び政談を為んや、故に君子進んで朝に立てば道を天下に行ひ、退いて野に居れば道を郷党に行フ、道の外に社を結び党を立てる、豈夫君子の道ならんや」と、「君子の道」にはずれるものとして批判しており、また、津田に対しても、「其元にて津田静一事、此一人は後來道学を任し候人と望を懸け居候処、時世の風潮に応じ紫溟会に入込候而、実に残念に御坐候」と述べ、後継者として望みを懸けている津田が紫溟会に参加したことを嘆いているのである。

以上、元田の二つの書簡によつて、紫溟会成立期における元田の紫溟会に対する見方を検討してきたわけであるが、この時期の元田は紫

溟会に対しては「夷を以て夷を制す」的な、比較的覚めた見方をしており、紫溟会との関係は斯道の後継者と目されている津田静一との個人的関係が主であつたようである。

このような元田の見方は、紫溟会を明治国家建設の在野から支える精神的・実動的団体と考えて、積極的にその結党草稿まで起草した井上毅の政府官僚的立場からの見方とは異なり、あくまで天祖天孫以来万世一系の天皇による儒教的徳治政治をその理想とした、元田独特の立場からの見方であり、元田としては、「国憲も民法も人民の権利も、総而天皇陛下の主権」であり、十月十二日の詔勅が發布せられたからには、すべての主義主張を棄てて、この詔勅を絶対的に奉戴せねばならないと考えていたからであつた。¹⁹⁾

さて、この時期の井上と元田の紫溟会との関係は一応、理解されたことと思うが、次に、この時期の熊本出身の在官の人物と在野の紫溟会関係者との関係について簡単に述べておくことにする。この時期の熊本出身者の人間関係は主として幕末に発生した肥後藩の学統学派に由来している。すなわち、学校党(藩校時習館関係者の総称)、実学党(横井派・沼山津実学、米田派・坪井実学)、勤皇党の三党である。(明治六・七年頃には相愛社につながる宮崎八郎を中心とした民権党がおこっている)この三党による党派別の紫溟会関係者一覧は(表一)の通りである。この表でもわかるように紫溟会の主体は学校党であり、実学党、勤皇党の一部がこれに参加している。紫溟会にとって大きい力となつたのは実学党から津田静一が参加したことである。津田は明治二年か

(表一)

紫溟会関係者党派別一覽	
在官	在野
党 校 党 ※井上毅 ※古荘嘉門 鎌田景弼 ※竹添進一郎	佐々友房、財津志満記 ※木村弦雄、高橋長秋 田尻彦太郎、松崎廻 高島義恭、深野一三 浅山知定
勤王党 山田信道	右田喜七郎
実学党 ☆安揚保和 元田永孚	○津田静一、○沢村大八 ○岡次郎太郎
その他 清浦奎吾	白木為直、高岡元真 ※友枝庄蔵、牧相之 (不明)

党派分けは主に「熊本各党沿革一斑」(『克堂 佐々先生遺稿』所収)による
 ※は木下韓村門下、☆は横井派、○は坪井派である

て出席し、中心的行動を行なった安場保和は実学党横井派に属し、明治十四年政変では中正党元老院議員派として、元田らと共に反大隈の立場をとっている⁽²⁰⁾。

次に、井上と元田との横の関係を見ると、井上と元田は学派が違っ

ら六年まで横井左平太等と米國留学し、モンソン中学、エール大学で修業した経歴を持つ人物で、紫溟会のイデオログとして活躍することになる。在官の井上毅、古荘嘉門(十二月には官を辞し下県)、在野の木村弦雄は学校党に属し、肥後藩木下韓村門下である。同門に竹添進一郎、友枝庄蔵がいる。また、教育勅語作成の直接的契機となったといわれる明治二十三年の地方長官会議に福岡県知事とし

たこともあり、あまり深い親交はなかったようで、親交が深まったのは明治十四年を契機にしてからのようである。それは、元田が先輩下津休也に宛てた明治十五年十月十七日の書簡⁽²¹⁾中に、「毅は内外に尽力致し信用も多く、今日に取り候而は大に御用に相立申候間、昨年よりは内々深交を受け、折々参り申候」とあることから明らかである。また、同学党の元田と安場の関係は「安場とは或は合い或は離れ、真の交りは致し不申、勿論機事漏らし候様之事も無之候」と書いており、この時期、同じ実学党の安場より、むしろ井上との関係が親密であったようである。この井上と元田との深交の契機となったのは、十四年政変における井上の活躍であったことは当然想像できるが、その他に、元田がこのころ憂慮していた条約改正問題に対する井上の協力が一つの理由のようである。この時期、明治十五年一月より井上馨外務卿の主導のもとに条約改正のための東京予議会が七月まで開催されており、この条約改正事業について元田は、「条約改正の一条等も、実に憂念の事而已に而、外務卿専任故中々声の届き候所に無之⁽²²⁾」と、その条約改正問題に意見が出せないことを嘆いているが、この条約改正問題については、「井上毅二十分の尽力致し、大概は安心に至り可申と奉存候⁽²³⁾」と述べ、また事実、井上より元田に宛てた書簡⁽²⁴⁾では、条約改正案や外務省機密書を元田に見せたり、条約改正に関する情報を知らせたりしている記述があり、この時期、条約改正問題を通して井上と元田の交際が深まったようである。このような井上と元田の親交関係が条約改正問題を通して深まったことは、この後、明治二十年の井上馨外

務大臣の時の条約改正反対運動や明治二十二年の大隈重信外務大臣の時の条約改正反対運動での二人の活動や紫溟会の行動を考えると興味深いところであり、また、この後の教育勅語作成における二人の協力関係を考えるうえにも興味のあるところである。

以上、紫溟会結成期における井上・元田と紫溟会との関係について主に述べてきたが、この後、彼ら政府要人と紫溟会との関係はどのようになつていったのであろうか、紫溟会の教育との関連で見ていくことにする。

二、紫溟会の教育活動と教育観

明治十五（一八八二）年二月十一日、紫溟会の教育機関として、私立中学「済々黌」が設立される。⁽²⁶⁾この済々黌の維持に関して、彼ら官人との関係が継続されることになる。

この済々黌は明治十二年十二月五日に設立された「同心学舎」を前身としている。同心学舎は西南戦争において熊本隊として参加し敗れた佐々友房、高橋長秋らを中心として「皇威の尊厳を益し、我が國權の拡張」を趣旨とし、「国家の救済」・「国家有用」の人材を養成する政治的な目的を含んで設立され、途中、「同心学校」と名称変更し、資金難に苦しみながら、ようやく学校党の先輩達の協力を得て、明治十四年十二月まで存続した学校であった。⁽²⁶⁾この同心学校の再興が済々黌であり、実学党分離後、「先ツカヲ殖産教育ノ二事ニ尽スヘシ」とした、紫溟会の具体的行動であった。この済々黌においても、その目

的が「皇室之干城、国家之柱石」⁽²⁸⁾となる人材を養成することが謳われており、明治五年に出された「学制」を基本として行われていた当時の政府の教育方針に相反した国体倫理に基づく国家主義教育を行おうとしていたのであった。⁽²⁹⁾済々黌の教育方針は三綱領にあらわれている。すなわち、「正倫理明大義、重廉耻振元氣、磨知識進文明」という三ヶ条であるが、済々黌の教育が最も重視したのは「正倫理明大義」と「重廉耻振元氣」の二ヶ条であり、佐々は「済々黌歴史」の中で、この二ヶ条は現今の世の中において行われていないとし、そこで、「世の為さざる所を先にし世の為す所を後にせんとす」と説明して、なによりも徳・氣・体をまず、鍛練してその上で知識を磨くという方針をとったのである。⁽³⁰⁾

この政府の文教方針に相反する教育方針をもって発足した済々黌は、明治十五年四月から七月にかけて地方巡察使として九州に派遣された参事院議員渡辺昇の眼にとまったのである。渡辺は、その復命書において、左の様な報告をなしたのである。

熊本県下ニ済々黌、鹿児島県下ニ三州舎ノ私学アリ専ラ德育ヲ主トシテ生徒ヲ涵養ス、三州舎ハ設置日猶淺ク、済々黌ハ数年ヲ涉リテ頗ル費用ニ苦ムノ状アリ、此校ノ如キハ政府或ハ之ヲ補助スルモ無用ニ非サルヲ信ス、其詳細ノ如キハ之ヲ口頭ニ讓ル⁽³¹⁾

この報告がもとになって、翌明治十六年五月二十一日、宮内省より金五百円が済々黌に下賜されたのである。この宮内省からの下賜金実現には、明治十六年四月に井上の要請により、岩倉の大政紀要編纂の任

につくために宮内省御用掛として上京した紫溟会の木村弦雄が井上や安場をして、当時の参事院議長山縣有朋、同議官渡辺昇・尾崎三良等の意見をまとめ、旧知事や元田、山田内務卿、徳大寺宮内卿等に働きかけをした結果であった。³²⁾

この年の二月に濟々費を訪れた山縣有朋は、「山口ニも濟々校ヲ模擬シテ学校ヲ設立スベシ」と、自分の故郷にも濟々費を模範とした学校を設立したいと言うほどであり、元田も宮内卿徳大寺実則に宛てた明治十六年四月二十九日の書簡においては左の様な内容を述べて濟々費への下賜金実現に一役買っているのである。

前略 予而御談じ申上置候濟々費規則、別冊之通ニ而、御一覽可被成下候、右学校之儀は紫溟会建立に候処、当一月以来解放し独立学校に相成、当時現在各政党之者入校致し居、正大之規則に相成居候事は、新聞紙に掲出有之候通に而、是亦入御覽候³⁴⁾

このように濟々費への下賜金実現にあたっては、井上、安場、山縣、元田等が積極的に関係しており、後の、教育勅語渙発実現に直接、間接に関わった人物が、この濟々費下賜金運動を中心として顔を揃えたことは大変興味のあるところであり、すでに、この明治十六年段階で教育勅語成立のための基本的共通思想の原型が彼らの間に形成されていたと考えることもできるのである。

濟々費は下賜金を得たことにより、旧藩主細川家や熊本出身官人達からも寄附を受け、その経営も緒につきはじめたのであるが、まだまだ、その資金は不足していた。さらに、明治十六年十二月の徴兵令改

正は、徴兵猶予の特典のない私学に大きな試練を与えた。この試練を濟々費は明治十七年一月学習院御用掛となった木村弦雄の意見をいれて、むしろ積極的に受け止め、全国官公私立学校に先んじて兵式操練を採用し、四月、学科改正を行い歩兵操練等四つの科目を増設したのであった。

(前略) 此上ハ断然奮発シテ進取之方ニ向候方可然、其方法ハ濟々学校中ニ歩兵操練之科ヲ設ケ鎮台より可然士官ヲ引受凡ソ生徒の年齢十六七歳ニ至候得者、日之一二時間ツム右錬兵之事ヲ稽古為致、十九歳近ク相成候時ハ大体歩兵之業丈ハ出来ル様ニ致シ、扱適令之時右操練科ノ試験ヲ受而兵役之時期ヲ短クスル事ヲ計ルハ上策ト相考候(後略)³⁵⁾

このように濟々費は徴兵令改正を積極的に支持する軍国主義的教育策をとると同時に学科の増設、充実をはかったのである。

さらに、明治十八(一八八五)年四月には東京において濟々費維持のための会が、旧肥後藩主の弟である長岡護美や米田虎雄、安場保和等を中心に在京の官人七十名あまりで開催され、維持資金募集のことが決定された。これにより、全国各府県に奉職する判任官以上の役人から一ヶ月の俸給額を三ヶ年に出してもらうこととなり、その醸金事務所は長岡邸に置かれた。この結果、三百五十二名の醸金者があつまり、その金額見積は二万数千円となった。また、熊本の同志、約千五百名から四千元余の寄附が行われた。井上毅も濟々費の東京議員となり五百円の寄附を行っている(議長長岡護美、以下、米田虎雄、安場保和、

井上毅、藤村紫朗、山田信道、鎌田景弼、清浦奎吾の七名が濟々費東京議員となる。このような寄附を受けた濟々費は規模・組織を拡張し、学科課程を整備充実させていくのである。

明治二十(一八八七)年一月三日、かねて濟々費について種々の助言を与えていた井上毅は、濟々費幹事の佐々友房に、森有礼文部大臣の濟々費来訪を知らせ、濟々費の教育実態や県下の教育状況を説明するように指示を与えた書簡を送ったのである。

一月中、森其地着之筈につき、十分御接待、濟々費之体操など一見ニ入レ、爾来、洋学を所及誘ふ之目的ニ而、改革せる之沿革并都合次第ニハ縣官との間之情実、又、将来ハ中学校ニなし度、等之事もシミシミ御話可有之候、却而好機會ニ可有之歟、山下よりハ、彼之意見を以而同氏へ話込たるものと見え候、高等中学之方ハ、縣会之建議之外成立之見込無之との事情、委布御話有之度候(後略)

この森文部大臣の濟々費視察は、従来、時代の流れに逆らった教育を行ってきた濟々費に大きな変化を与えたのである。この時の森の視察について、井上は次の様に述べている。

森子が九州巡廻の時に、濟々費に立寄られて、其主義を賞賛せられ、凡そ学校なるものは、斯くこそあるべけれ、知育に於ては進で居らぬが、其の目的は教育の第一主義を得て居る、即ち学校の模範ともなるべきものであると云はれて、帰京の後天皇陛下に奏聞せられ(38)ました。

右のように井上は森の教育方針が濟々費の国家主義的教育方針と一致

したことを述べているが、事実、森は帰京後の明治二十年三月十一日、地方長官会議後の天皇陪食会の席において濟々費の教育を称賛しており、熊本出身の安場・山田・鎌田・藤村紫朗等の地方長官達は大いに悦んだようであった。(39)さらに、この席での森の発言は熊本県知事富岡敬明の協力するところとなり、また森の助言により旧藩主細川家から政府への海防費献金用の三万円が濟々費に寄附されることとなった。

ここに資金的裏付けが出来た濟々費は森の指示に従い学校組織を改め、東京・熊本議員十名を設けて、議員より費長、費長より教頭、幹事を選挙する規定等を整備すると、文部省は明治二十年十月十九日、官公立同等の認可を濟々費に与えたのである。(40)ここに濟々費は私学としては格別の徴兵猶予の特典を得たのであった。以上のような井上の尽力や森の助力によって濟々費は、その経営、教育基盤が完成し、以後、熊本教育の中心的存在となっていくのであるが、濟々費が明治国家教育の模範校となつて、その体制に組み込まれたことにより、彼らが当初持っていた在野的性格は薄れていったのである。

さて、井上や元田や森等の協力によって、その基本が確立した濟々費は具体的にどのような教育観をもっていたのであろうか、それを濟々費の三綱領についての佐々の説明(41)から見ていくことにする。

この三綱領について佐々は「本費ノ建設ニシテ他ニ異ナル所以ハ其三綱領ヲ遵守スルニ在リ三綱領ハ実ニ本費教育ノ目的ヲ示タルモノニシテ其大義ノ明ナル煥乎トシテ日月ヲ覩ルカ如シ」と、三綱領が濟々費の根本方針であることを述べている。そして、まず、第一番目に

おかれた綱領が「正倫理明大義」の一条である。この綱領について佐々は、「倫理ヲ正シ大義ヲ明ニスルハ神聖其道ヲ同フシ皇漢其教ヲ異ニセサル所ニシテ我輩ノ重ンヌル所故レヨリ大ナルハナシ」と、濟々費の最も重視するところは、この綱領であることを明確に述べており、さらに続けて、次のように説明しているのである。

我カ祖宗ノ神聖教知ナル夙ニ皇基ヲ創メテ此邦ヲ開キ玉ヒ深仁厚沢天地ト其悠久ヲ同フシ君臣ノ義ニ重ルニ父子ノ親ヲ以テシ上下力ヲ協セ心ヲ同フシテ共ニ此邦ヲ維持シ以テ今日ニ至ル故ニ子以テ其親ニ孝シ弟以テ其兄ニ悌シ長幼序アリ夫婦別アルハ則チ是レ自然ノ秩序ヲ正シ社会ノ関係ヲ明ニスル所以ニシテ家族是ニ由リテ以テ和睦シ国家是ニ由リテ以テ隆盛シ天下是ニ由リテ以テ治平センコトハ天地自然ノ大道ト謂フ可シ而シテ我邦民カ萬世一系ノ皇統ヲ戴キ君臣ノ義ニ重ナルニ父子ノ親ヲ以テスルモノハ是レ誠ニ宇内無比ノ国体タル所以ニシテ我邦民タルモノハ此大義ノ在ル所ヲ考ヘ須臾ラクモ日本国民タルノ責任資格ヲ抛棄ス可ラズ本輩諸子斯心ナクシテ可ナランヤ

以上が「正倫理明大義」についての佐々の説明であるが、この説明内容はその内容構成共に、この後漢発される教育勅語の前半部分とほとんど同じであることがわかる。⁽⁴²⁾ すなわち、まず我国の肇国の由来について、宇内無比の国体について説き、国の秩序維持、繁栄のための国民の守るべき徳目をならべて、日本国民たる責任資格を説いているのである。次に、第二番目におかれた綱領「重廉耻振元氣」の説明に

おいて、佐々は、「内心ノ道義以テ廉耻ヲ重ンシ外形ノ体力以テ元氣ヲ振ヒ交々相涵養セシメント欲スル」と、廉耻、元氣の涵養を説き、然るに、その目的は「有事ノ日ニ方リテハ疆場ニ従事ン国民護國ノ義務ヲ全クセシメント欲ス」と、説明しているように、有事の際における国民としての国家防衛の義務遂行におかれていたのであった。この第二番目の綱領の趣旨は教育勅語における「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と相通するものであることが理解されることと思う。第三番目の綱領「磨智識進文明」は、濟々費創設時の風潮から前の二綱のあとに位置づけられたものであったが、

「此三綱領ナルモノハ本輩カ其建設ノ趣旨ヲ以テ生徒諸子ニ示シタルモノニシテ生徒諸子ニ在リテハ則チソノ目的トナリ其一ヲ廃スルトキハ本輩真正ノ教育ヲ受ケタルノ生徒ト謂フ可ラズ」と、佐々が説明しているように濟々費教育の三本柱としての役割を果たすものであり、むしろこの時期、「智識ヲ開テ文明ヲ進ムルハ実ニ是レ現時ノ急務ニシテ亦タ決シテ忽怠ス可キニアラズ」と、その必要性を強調しているのである。

以上、濟々費の教育観をその三綱領によって見てきたが、それは、宇内無比の国体を中心とし、当時の日本をとりまく世界情況の危機感を背景として、欧米列強に対峙するためには智識を磨き、有事の際には国家防衛の為の義務を果たし得る、すなわち、「皇室之干城、国家之柱石」たる意識をもった国民をつくり出すことを目的とした教育観であった。

また、この三綱領はこの後、渙発される教育勅語の趣旨とほとんど同じであり、特に、肇国の由来から国体について述べ、そして徳目を並べ、有事の際の心構えを説く綱領の構成は、まさに、教育勅語の内容構成と近似したものであった。佐々がこの三綱領の解説を世間に示したのは明治二十一年二月二十九日発行の紫溟学会の機関誌『大東立教雑誌』第十号においてであり、「左ノ一篇ハ濟々費ヨリ同校ガ自執スル所ノ主意精神ヲ明ニセン為同業関係ノ者並ニ生徒一般ヘ頒示シタルモノ」と書かれていることから既に井上毅等の関係者にも頒布されて、当然、井上の目にも触れたことであろうし、また井上は、明治二十二年三月九日の皇典講究所における「故森文部大臣の教育主義」と題する講演において、自分は森有礼の国体教育主義を継承していきたいと語り、さらに、前述したように濟々費の具体的教育例をあげ、それを森が絶賛したことを誇らしげに語っているのである。さらに、

「教育ニ関スル勅語」は井上草案が基本となっており、その内容構成も、初稿草案と成文との間は甚しい距離をもったものではないとされており、⁽⁴⁶⁾ 以上のようなことを考え合せてみると、濟々費の三綱領解説というものが、井上の教育勅語案作成に何らかの影響を与えていたであろうことが推察されるのである。しかし、井上等が作成した教育勅語は明治国家体制に忠実、忠良の非政治的國民を育成することを目的としているのに対し、三綱領においては「日本國民タルノ責任資格」という語でもわかるように、國民としての自覚を強調しており、そこには薄まったとはいえ、元来、紫溟会という士族の在野的政治運動の

中から生まれてきた濟々費の教育目的である政治的な人間の育成をめざす方向が窺えるのであり、井上と紫溟会のめざす方向性の違いがあったのである。⁽⁴⁷⁾

次に、この後の元田と紫溟会の関係は明治二十二年の大隈重信条約改正反対運動において佐々等と密接な関係を持つが、これについては沼田哲「元田永孚と明治二年条約改正反対運動」に詳しいので本稿では省略する。

三、紫溟会の宗教道徳観

明治十四年頃から、教育勅語渙発にいたる時期は、國民思想統一のために、様々な立場から様々な宗教論や德育論が主張された時期でもあった。紫溟会も彼らの機関誌を通して、自らの主張を行ったのである。

紫溟会は結成当初は自らの主張を発表する機関誌を持たなかったが、明治十五（一八八二）年三月一日には『紫溟雑誌』第一号を発刊し、同年十二月二十一日までに三十号を発刊した。そこでまず、この『紫溟雑誌』に掲載した「宗教論」と「政教一致論」から紫溟会の宗教道徳観を見てみることにする。「宗教論」は六月一日発行の『紫溟雑誌』第十号の社説である。紫溟会は、この「宗教論」において、当時のキリスト教の蔓延しつつある状況の危機感から論を進め、我国、従来の宗教は神道と仏教であるとし、この二教は維持すべきものであり、この二教をもってキリスト教の蔓延を防禦し、さらには撲滅させよう

とする意見を述べ、現今の神道、仏教の衰微の状況では、とてもその実現が困難であると、これら二教の宗教家に反省を促しているのである。しかし、このような衰退している宗教がどのようにすれば隆盛できるのかという具体策については、まだこの十五年段階では見られないのである。

次に「政教一致論」について見てみることにする。これは六月十一日発行の十一号、七月二十一日の十五号、八月一日の十六号の三回に分けて掲載された森讓という人物の論説である。この論説において、ここでいうところの「政教一致」について説明して、「日本国ニ於テ政教ハ一致ナリ道德ト法律トハ二途ニ判別ス可ラス」と、その政教とは法律と道德のことを意味していることを示し、学問上では政教が分離されており、また、道德と法律も関係がないとされていることを認識し、さらに宗教家や国学者が説える祭政一致とは異なることを説明したうえで、「輿論末々悉ク真理ナラス」として、彼らの主張する政教一致を論じていくのである。この論における特徴は、「教」の解釈にある。すなわち、「我ノ所謂教ナル者ハ欧米文明国人開化者流先生ノ所謂教ト云フ者ト或ハ異ナル所有ラン矣、彼ノ所謂教ナルモノハ神教ヲ之レ教ト謂フニ非ル莫ンヤ、而シテ我ガ所謂教ト云フ者ハ人教之謂也」と、「教」を「神教」と「人教」との二つに分けており、「神教」は「神ノ訓戒ニ出ツ」ところの宗教であり、紫溟会がいうところの「人教」は「人ノ当ニ蹈ミ行フヘキ大道ニ基ク」ものであるとする。そして、次に欧州における神教と政治法律との関係について

述べ、欧州では政教が全く二つに分れており、現今では理学や哲学が起り、今まで支配してきた宗教から脱する新論希説がおこりつつあり、「人教」が興隆する可能性があるとして述べる。また、欧州で見られたように宗教は政治を破壊する力が強く政治を扶植するものは微々であるとし、それに比べ、東洋倫理の名義をもつて続いてきた「人教」は「元ト政治ト一致ニシテ二物ニ非ルカ故ニ政治ト連帶スルトキハ大勢力ヲ有ス然レトモ若人教ヲシテ政治ヲ離レテ孤行セシムルトキハ反テ宗教ノ力ニ及ハサルモノアリ」と、政治と一致しなければ宗教の力に及ぶところではないが、「人教」は「政治ヲ扶植スルノ力大ニシテ政治ヲ破壊スルノ力微ナルモノナリ」と、「人教」の必要性を説くのである。そして、「人教」こそが「宇内東西球ノ差別ナク人間交際ニ遵奉スヘキノ常道ニシテ此ト一致シタル政ヲ以テ国ニ施スヲ真正ノ政治トハ謂フ可ケレ」と、「真正ノ政治」を行ううえで唯一のものであると、その普遍性を強調するのである。ところで、「人教」とは、「夫婦相依ルハ生人ノ始ナリ親子相依テ育養長成ノ道遂ケ君臣相依テ社会立チ朋友相依テ交際行ハル相依レバ則相保ツ相依相保ノ間ニ於テ造物者恰好良便ノ定則ヲ立テ此ヲ人ノ靈魂ニ照シテ快樂ノ感アラシム之ヲ名ケテ人道ト云フ人道ヲシテ障礙ナク社会ニ行レシムヘキ為ニ簡便ナル方法ヲ立ツ之ヲ人教ト云フ」というように、儒教の五倫を基本とした人道を社会に行うための簡便な方法として考えられたものであった。

以上、明治十五年における紫溟会の宗教道德観について『紫溟雜

誌」の「宗教論」、「政教一致論」を通して見てきたが、これらから理解し得たことは、第一に、紫溟会が認識していた我国における宗教は神道と仏教の二教であったが、何れも衰微しており、現状のままでは人心の統一や外教の蔓延を防ぐことは不可能であり、第二に、そこで儒教の精神をもった「人教」という、より儒教を普遍化した教によって、国民思想、さらには世界の思想までをも統一せんとし、それにより外教の蔓延を防ぐという政教一致論を唱えたことであり、その主張の際に欧州における政治と宗教について強く意識されていたことなどであった。

さらに、ここで一つ述べておきたいことは、この紫溟会の「政教一致論」の主張が、井上毅の明治十四・五年の作成とされる『儒教ヲ存ス』の内容と似ている点である。この史料は井上毅の思想研究上の重要史料として梅溪昇・中島三千男等によって研究されているものである。⁽⁶⁷⁾この史料の中で井上は、政教一致を唱えているが、その主張が紫溟会の主張と同様に「教」を二派に分け、「神明を仮る者」と「神明を仮らざるもの」として、「神明を仮らざるもの」の優位性を説いており、正に紫溟会という「人教」と同じ論理であることがわかる。このように井上とは、その宗教観においても紫溟会は類似した考えを持っていたのである。また、これらの『紫溟雑誌』は井上に送られており、井上自身が、「紫溟雑誌之論說中正なる而已ならず筆力篇々勁拔東京ニ而評判を修候、或ハ小生之筆なるべしと疑ふもの多く迷惑之至有之候」⁽⁶⁸⁾と述べていることから、何らかの影響があったとも考えられ

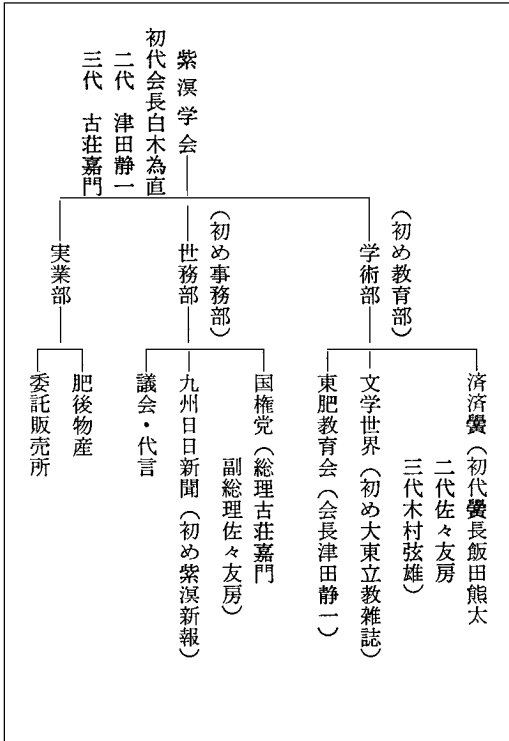
るのである。

さて、明治十七（一八八四）年三月二十一日、紫溟会は紫溟学会と名称を変え、従来の国権主義政党的性格から、元田が津田に希望していた道義講習の学会へと性格変更を行ったのである。この紫溟学会への変更の背景には、彼らが対峙してきた「天下詭激の政論」が衰えてきているという現状認識があったことは『政党を變じて学会をなすの理由』⁽⁶⁹⁾において明言しているところであるが、そのほかに、濟々巒維持資金の寄附を受けるために政党ではなにかと都合の悪いところがあ

り、学会組織として教育方面の政党臭をとり除こうとしたのが案外本当の理由のようである。⁽⁶¹⁾また、紫溟学会設立の趣旨書は今回も井上毅に依頼していたのであるが、丁度この時期井上は妻の病氣や家庭の事情等もあり、かなり気鬱になっていたようで、趣旨書執筆は結局断られたのであった。⁽⁶²⁾何れにせよ、紫溟会は、その政党としての性格を変え、「一 道義を講究す、一 綱常を扶植す、一 治教を輔賛す、一 開明を増進す、」という四綱領を掲げ、「東洋社会の精神」をもって、「欧州文明の精神」を助けることにより、「萬古不易の真理」をたて、「方今物質上文明の精神」とすることを目的とした学会組織となったのである。そして、その目的を達成するために、学校、講義、演説、著述・翻訳、新聞・雑誌、武芸などの事業を行うことを、その規則に定めたのである。⁽⁶³⁾会長には白木為直が就任した。この紫溟学会は明治二十一年（一八八八）年二月、旧藩主世子細川護成に随行して英国に渡っていた津田の帰国により、彼の分業論をとり入れ、従来の庶務、教

育、事業の三部を整備して学術部、事務部、実業部と改称して設置し、それぞれの職分を定めた。⁽⁶⁴⁾さらに国会開設を控えた明治二十二年の前半には「本会ハ若シ他日政治上ノ運動ヲナスコトアルモ右ノ事務部ヲ以テスル事」とあるように事務部が国権党を含む「事務部」となるのである(図一参照)。⁽⁶⁶⁾このうち学術部は「神(宗教)、心(哲学)、物(科学)の理を講究するもの」として説明されており、学術部の機関誌としては『大東立教雑誌』、『文学世界』が発行された。また、機関新聞としては、明治十五年八月から『紫溟新報』が発刊されており、

(図一) 紫溟学会組織図



明治二十一年十月には『九州日日新聞』と改称して昭和期まで存続した。

紫溟学会が道義講習団体組織としての紫溟学会となった明治十七年から明治二十年代にいたる時期は教導職の廃止や、いわゆる学校令の制定などがあり、特に、徳育、宗教道徳等についての様々な行動、主張がおこなわれた時期であり、紫溟学会も、その機関誌において彼らの徳育、宗教道徳論等を主張したのであった。

この紫溟学会の論陣の中心は津田静一と中西牛郎の二人であり、この二人は『紫溟雑誌』以来、雑誌に新聞に健筆を振ってきていたのである。津田静一は米国、欧州と留学した人物で、紫溟会・紫溟学会の理論は彼に負うところが多い。また、中西牛郎は『宗教革命論』、『組織仏教論』、『宗教大勢論』、『新仏教論』、『仏教大難論』等を著し、明治二十年代の東西哲学による仏教革新論者として、井上円了や村上専精の間に位置した人物として知られている。また、彼は済々黈の教師でもあった。紫溟学会の宗教道徳観には、津田や中西の考え方が反映しているのである。紫溟学会の機関誌における宗教道徳関係の社説や論説を見てみると儒教、仏教、キリスト教等のほかに、哲学、ユニテリアン、神智学等の言葉が比較的多く見られる特徴がある。ユニテリアンはキリスト教の一派から分れた三位一体説を否定した自由神学で、明治十九年に矢野文雄によって日本に紹介されたとされるものであるが、中西は早くからこのユニテリアンに興味をもっていたようである。それは、井上毅が佐々友房・古荘嘉門に宛てた明治十九年八月五日の

書簡において「中西之ユニテリアンハ必実行可然と存候、^(文雄)矢野^(賢次郎)と予十分計画可然と存候⁽⁸⁸⁾」と述べていることからわかるが、宗教による徳育論争が行われているこの時期に井上^(文雄)がユニテリアンに好意を示している点も興味のあるところである。また、神智学とは西洋の宗教や科学に対して、東洋の仏教等を研究信奉しようとするもので、魯国人ブラバッキ^(文雄)ー女史や米国人コロネル・オルゴット^(文雄)などを中心に神智学会なるものをつくって、その勢力拡大をはかっていた。この時期、キリスト教は進歩人種(文明国)の宗教であり、仏教は停滞人種(非文明国)の宗教として、キリスト教側から攻撃を受けていた仏教にとっては、この進歩人種(文明国)によって主唱された神智学を日本に紹介することは、キリスト教排撃のためや、知識層に仏教を弘めるためにも有利な手段であった。そこで、紫溟学会は京都の反省会⁽⁸⁹⁾などの仏教徒と協同して、印度の神智学会会長である米国人コロネル・オルゴット^(文雄)を明治二十二年二月に日本へ招待しているのである。紫溟学会側の招待賛成者は津田静一、中西牛郎他六名であった。⁽⁹⁰⁾このように紫溟学会は欧米に発生したユニテリアンや神智学という新しい宗教的なものに対して、早速対応して、その検討や利用を行っていたのであった。

次に、紫溟学会の宗教道德観について具体的にみていくことにする。紫溟学会は「宗教及道義」と題する社説を明治十九(一八八六)年七月二十七日から八月十一日まで十二回にかけて『紫溟新報』に掲載しているが、その中において宗教と道徳について「宗教ト道義トハ其目

的ヲ同フシテ其範圍ヲ異ニスル者ナリ」という認識を示し、我国における宗教と道徳は従来、「儒仏ノ二教並ヒ行レ仏教ハ宗教ノ本分ヲ全フシテ人民ノ信向ヲ維持シ、儒教ハ道学ノ地位ヲ保チテ道義ノ感化を施及シ」というように儒仏がそれぞれの役割を果してきており、これからも宗教及道義の精神は儒教と仏教とにおかれるであろうが、この二教に希望するところは「陋習ヲ洗滌シ卑見ヲ蟬脱シ奮発興起シテテ其教ヲ拡張シ目覚シキ活発ノ挙動ヲナシ從來世人ノ耳目ヲ一変スルコト」であるとされた。そして、この二教によって、「国民ノ道義ヲ振興シ信向ヲ維持シ東西折衷的ノ文明ヲ開カンコトヲ企図スルハ豈ニ吾人ノ最大要務ニアラスト謂フベケンヤ」というように、仏教、儒教の理念を中心とした東洋文明を基本として、西洋文明との折衷的な新しい文明を創出することを目的としていたのであった。⁽⁹¹⁾しかし、この目的を達成するためには、旧来の儒教、仏教では不可能である。そこで、儒教や仏教の改良が説かれる。まず、儒教については、「儒教専門人学ヲ設ケテ専ラ儒教ノ真理ヲ講明セシメ其卒業者ニハ専門博士ノ称号ヲ与ヘテ之レヲ優待シ或ハ之レヲ各府県ノ公立学校ニ分遣シテ徳育ノ教師トナシテ鼓舞作興ノ道苟モ其宜ヲ得ハ斯道ノ盛大日ヲ期シテ待ツ可キノミ」と述べ、専門教育によって儒教の真理を講究し、卒業者には称号を与えて公立学校の徳育の教師として派遣するというような実効を説いているのである。⁽⁹²⁾

また、仏教については、「人智ハ日ニ開ケ学問ハ日ニ進ム此時宗教ヲ弘通スルモノハ之ニ適応スルノ学識ヲ具ヘサル可ラス」と、まず、

学識の必要を述べ、次に、「今日社会ハ道義ノ感化力ヲ要スル日ニ切ナリ仏教家果シテ真正ノ道德ヲ有セハ直チニ社会道義ヲ支配スルノ権力ヲ握ルヘシ」と、真正の道德の必要を述べ、さらに、「宗教ハ信仰ヲ以テ精神トス信仰ナケレハ宗教ノ精神ヲ失フ即チ信仰ハ宗教家ノ生命ト云フモ可ナリ況ンヤ自ラ信セスシテ人ヲ信セシメント欲スルノ理ハ決シテアル可ラサルナリ」と、宗教家としての信仰の必要性を述べているのである。⁷³このように、仏教改良のためには、まず僧侶に学識、道徳、信仰の存在を求めるところを急務であるとし、さらに、学識の改良発達のための具体策として神智学会との交流や東西本願寺による仏教専門大学の設立を主張しているのである。⁷⁴

次に紫溟学会のキリスト教観について見てみることにする。キリスト教については仏教との関連において、それぞれの「道理」と「社会への適応性」という宗教比較論において論ぜられている。まず、仏教については「元来哲学上ノ理論ニ基キタルモノナレハ宗教ノ中道理ニ合フタルモノハ此宗教ナルヘシ然トモ社会ニ適セサル所アル」と、仏教は道理にはあっているが社会には適していない宗教とされ、これに対し、キリスト教は「道理ニハ合ハサレトモ社会ニ適スル所アリ」と、道理にはあわないが、社会に適する宗教と、それぞれが理解される。⁷⁵それゆえ、社会に適するキリスト教は、いづれ社会を改良して、實際の影響を与えるのであらうとし、それは、「女子ノ教育ニ於テ、社会ノ事物ニ於テ、外交上ノ関係ニ於テ」顕著な例が出てくるであらうとして⁷⁶いる。このように紫溟学会はキリスト教が道理には欠けるが社会

への適応性には優れていると認識していたのである。そこで、当時キリスト教の一派から道理に近いものとして選ばれ、我国の宗教としよらうと考えられていたユニテリアン派についての紫溟学会の考えを捉へることにする。紫溟学会はユニテリアンそのものについては比較的好意的ではあるが我国への導入には懐疑的であり、四つの理由をあげて、その目的の達成を危ぶんでいるのである。第一に、ユニテリアンが道理と社会への適応性を完全に備えていないこと、第二に、新旧約聖書を用いて、キリスト教とあまり違いがないこと、第三、第四は、上等社会、下等社会両方の信仰に適していないこと、このような理由からユニテリアンを我国の唯一宗教とすることは無理であるとして⁷⁷いる。それでは、紫溟学会は宗教についてどのようなしたら良いといっているのであらうか。「吾人ハ其自然ノ趨勢ニ放任シテ之レニ干渉セザルヲ宜シトスルナリ」と、大勢にまかせておけば「優勝劣敗ノ作用」によって自然に勢が決定して、場合によっては「社会ヲ利スルモノ」となる可能性もあるとし、「政府ノ力ヲ以テ宗教上ノ信仰ヲ左右スルカ如キアラハ社会ノ沸騰ヲ生スル必然ナル結果ナリト云ハサルヲ得ス」と、政府の宗教に対する干渉は各宗の対立を招き、政府の存在をも危うくするものであり、政府はいづれの宗教についても国教策をとるべきではないとしているのである。⁷⁸このように、この当時の紫溟学会のキリスト教に対する態度は、比較的穏やかであり、教育勅語換発後の激しい排斥の態度はまだ見られないのである。しかし、表面的には穏やかであっても、中西がいうところの仏教専門大学校の中にキ

リスト教研究の学科を設置せよとの主張からもわかるように、キリスト教は仏教の最大の対抗相手とみなされていたのである。

その外、紫溟学会の宗教道德観において注目すべきところは女性問題について触れているところである。日本における悪習としての蓄妾制度と男性側からの軽い離婚制度を批判して、仏教徒による、この問題の改良を望んでいるのである。⁷⁹⁾

以上のように、紫溟会、紫溟学会の宗教道德観を検討してきたが、これらのことから、まず紫溟会は国民思想統一の必要性から非宗教である「人教」という普遍的規範と政治との「政教一致」を説き、紫溟学会は「東西折衷の文明」、すなわち、学会設立趣旨書にいう「萬古不易の真理」を創出することを目的とし、そのために、儒仏の改良を主唱し、特に、仏教の改良には力をいれており、西洋哲学や神智学等の導入についても検討、或いは実施し、キリスト教に対しても表面的には、比較的穏やかな態度をとっていたことが理解されたことと思う。このように、紫溟会、紫溟学会は国民思想統一のために、在野において、政府の立場とは異なる、彼ら自らの立場から、その実現のために以上のような主張や活動を行ったのである。

おわりに

以上、本稿においては教育勅語成立期における紫溟会、紫溟学会と元田、井上等との関係と、それらの教育、宗教道德観について管見を述べてきたが、一応、これらを整理してまとめてみると、紫溟会と元

田、井上等とは、それぞれに関係を有しており、特に、井上毅とは紫溟会結成以来、外形的関係ばかりでなく、その思想的内面において、その方向性は異なるが、紫溟会、紫溟学会と共通思想を持っていたことや、紫溟会、紫溟学会の教育、宗教道德観は在野における彼ら自身の思想の中から生まれてきたものを基本としており、東西両洋に共通する新しい普遍的思想の創出を目ざしていたことなどがあげられるのである。

次に、教育勅語成立の全体的性格と紫溟会との関連という点から見ると、教育勅語は「山縣・井上の（立憲主義を加味した）軍国主義的国家主義が封建的儒教主義と「近代的」立憲主義とを統合⁸⁰⁾したものから生れた思想的産物とされているが、この考えが正しいものとしてその思想構造を紫溟会にあてはめてみると、その類似性を見ることができる。すなわち、濟々齋の兵式操練と、その教育目的に見られる軍国主義的国家主義教育、また津田や中西の哲学をとり入れた仏教改革運動等に見られる近代的思想、さらに佐々や木村に見られる水戸学的な国体を中心とした伝統的思想等であり、まさに政府側における教育勅語成立の思想構造とほとんど同じものが在野において形成されていたのであった。しかし、それぞれの立場上の方向性が異なったことが、これ以後の紫溟学会の立場を変化させることになるのである。

それでは、本稿のまとめとして教育勅語発後の紫溟学会の主張について簡単に見てみることにする。勅語発後の明治二十三年十一月二十日の『九州日日新聞』の「国民教育」と題する社説において、彼

らは教育勅語渙発に対する喜びをあらわし、今まで混濁していた日本の教育の方針はこの勅語の渙発により確立し、さらに、強兵、豊財の効、法律、政治にいたるまで、これより活動を始め出すと述べている。このように紫溟学会側においては教育勅語の渙発は彼らの主義主張の成果として映じていたのであった。しかし、明治政府側からみれば、紫溟学会の主義主張の理念が政府側の理念と合致したことにより、政府は自らの理念を何の不自然さを感じさせることなく、彼らに浸透させることに成功したのであった。また、一方において、教育勅語の渙発は紫溟会と対峙した自由民権派にとって好ましからざるものであった。勅語渙発以後、彼らの機関紙『九州自由新聞』と『九州日日新聞』との間に激しい論争が行われ、紫溟学会側は教育勅語を絶対的な錦旗として前面に掲げ、自らの主義を批判するものは、教育勅語（天皇）を批判するものであるとの論理によって、自由主義者を「国賊」という語まで用いて批判したのであった。⁽⁸¹⁾そこには、教育勅語が既に、明治国家を支えるイデオロギーとしての機能を発揮している姿を見ることができるのである。これ以後、熊本県においては、教育問題が政治・宗教勢力と結びついて、明治二十五年には熊本英学校事件がおこり、所謂「教育と宗教の衝突」の問題が発生してきているのである。

最後に、紫溟会の国権思想の変質について触れておく。明治二十三年の教育勅語渙発以降、紫溟学会や国権党における対外進出論、すなわち殖民論が高まり、明治二十四年の『九州日日新聞』においても「対韓政略は如何」、「殖民事業」⁽⁸²⁾という題目の社説が連載される。こ

のことは、紫溟会が遂行してきた国内対策、すなわち、自由民権運動と対峙した憲法問題や国内思想問題等への対応が一段落したという認識が紫溟学会において形成されたことを意味していると考えられる。また、この二十三年前後を境として、従来指摘されてきていた紫溟会成立後、彼らが持っていたとされる「健全なナショナリズム」⁽⁸³⁾の時代（本稿でみた、宗教道徳観を模索した時代）は終り、日清の連合論を中心とするアジア連帯主義をとってきた紫溟会は、やがて、日本をアジアの覇者とする東洋盟主論、大アジア主義へと転換をはじめるのである。⁽⁸⁴⁾このように教育勅語の渙発は、紫溟学会にとって、その立場を変える転換点ともなったのである。

注

(1) 『弁妄』、『佐々家文書』九州大学九州文化史研究施設蔵。これは、おそらく明治二十五年に熊本国権党によって出版された小冊子で、松平正直県政を擁護したもの。

(2) 戦前における渡辺幾治郎氏の一連の研究『明治天皇と教育』、『教育勅語の本義と渙発の由来』等や、戦後における家永三郎『教育勅語成立の思想史的考察』（『日本思想史の諸問題』所収）、梅溪昇『明治前期政治史の研究』、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、海後宗臣『海後宗臣著作全集』第十巻「教育勅語成立史研究」、等がある。

(3) 源了円「教育勅語の国家主義的解釈」（『明治前半期のナショナリズム』所収）、井上、元田の政治思想を中心としたものに山室信一「天皇の聖別化と国「教」論」（『近代熊本』二十一号所収）がある。

(4) 教育勅語成立への契機は明治十二年の「教学聖旨」が明らかにされた

ころに求めるのが一般的ではあるが、本稿における教育勅語成立期は明治国家のイデオロギー原型がその成立にむけて出発をはじめた明治十四年頃、すなわち紫溟会の結成期から勅語渙発の明治二十三年頃までにおくこととする。

- (5) 上村希美雄「熊本国権党の成立」(『近代日本と熊本』昭和五十年所収)、広瀬玲子「アジア連帯主義から大アジア主義へ」(『史冊』十八号、昭和五十三年)、拙稿「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」(『国士館大学文学部人文学会紀要』第九号昭和五十二年)、同「清仏戦争と上海東洋学館の設立」(同十二号昭和五十五年)、同「移民会社と地方政党」(同十五号昭和五十八年)等。
- (6) 「紫溟会歴史抜抄」(『紫溟雜誌』一〜十一)他に、『榎溪津田先生伝纂』に所収。
- (7) この『紫溟雜誌』は明治十五年三月一日から十二月二十一日までの間に三十号を発刊した。社主津田静一、編集兼印刷長高橋長秋、後、新居繁儀がなった。
- (8) 『明治政権の確立過程』所収、もともとこの論文は明治文化史論集所収の「明治十四年政変と井上毅」を改題したもの。
- (9)(10) 『井上毅伝』史料篇第四、四六頁
- (11) 同前 四七頁
- (12) 同前 三四二頁
- (13) 早稲田大学社会科学研究所所蔵『大隈文書』の中に「莊村省三上申」という史料があり、この史料において「井上草スル檄文熊本ニ於テ加入ノ筆数件在リ」と記されている。また、『井上毅伝』史料篇第五に記載されている「紫溟会結党激文章稿」の作成の時期は明治十四年末ではなくて、少なくとも紫溟会結成以前、すなわち、十四年九月以前の作成と

考えられる。

- (14) 現存している紫溟会結成主旨は、井上毅文書の『紫溟会結党激文章稿』、津田静一の伝記資料をあつめた『榎溪津田先生伝纂』の中の「紫溟会設立の趣旨」、それに国立国会図書館憲政資料室「佐々友房関係文書」の中の「政党団結ノ趣旨」・「紫溟会主旨」であり、これらを、その加筆や修正箇所状況からならべてみると、①井上起草の激文、②津田伝纂中の趣旨、③「政党団結ノ趣旨」、④「紫溟会主旨」となるようである。
- (15) 前掲『井上毅伝』史料篇第一、二四八頁
- (16) この理由と全く別の見方をすれば紫溟会が政府側との関係、すなわち御用政党と見られることをきらい、自らの在野性を主張するために、わざわざ井上の名前を出さなかったとも考えられるが、他の安場や山田らの官僚の名前がでていことからすれば、井上だけは許してもあまり意味がなく、おそらく本論の理由のほうが大きかったと思われる。
- (17)(19) 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』(近代日本史料選書14)二二二頁〜二二七頁
- (18) 同前 一五七頁〜一六〇頁
- (20) 前掲、梅溪昇『明治前期政治史の研究』参照
- (21)(22)(23) 前掲書『元田永孚関係文書』一五九頁
- (24) 前掲書『井上毅伝』第四、五八八頁、第六、三〇三頁
- (25) この濟々齋の設立については、明治十五年一月二十二日の紫溟会の議決で決定しており、発起人は白木、田尻、古莊、木村、友枝、津田、佐々、牧、松崎、沢村、有吉平吉、柏原武、高岡、高島、高橋、西川良樹、中西牛郎、長野金次郎、守田愿、宇野茂、渡辺定等であり、齋長、飯田熊太(佐々友房伯父)、副齋長古莊、幹事に佐々・津田がなった。尚、

濟々齋の名称は「濟々多士文王以寧」からとる。

- (26)(28)(30) 『濟々齋歴史』(『克堂佐佐先生遺稿』所収)
(27) 前掲『紫溟会歴史抜抄』(『紫溟雜誌』十一号所収)
(29) 野田寛「余が目にした佐々克堂先生」(『克堂佐佐先生遺稿』所収)
(31) 『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』上巻、二八九頁、三一書房
(32)(34) 前掲『元田永孚関係文書』一八六頁、二七七頁、なお、井上より元田宛、明治十八年四月二十日書簡は、その内容からして明治十六年の間違いではないかと考えられる。
(33) 『佐々友房関係文書』(明治十六年四月二十二日木村弦雄より津田・佐々宛書簡、国立国会図書館憲政資料室蔵)
(35) 同前、明治十七年一月十九日木村より津田・佐々宛書簡
(36) 前掲『濟々齋歴史』参照
(37) 前掲『井上毅伝』第四、四二五～四二六頁
(38)(45) 同前、史料篇第五、「故森文部大臣ノ教育主義」四〇三頁
(39) 「佐々評議員談話筆記」(『濟々齋百年史』一七四頁所収)
(40) 前掲『濟々齋歴史』参照
(41) 「佐々友房先生三綱領解説」(『濟々齋百年史』八七頁所収)、「濟々齋ノ三綱領」(『大東立教雜誌』第十号、明治二十一年二月二十一日発行所収)
(42)(43)(46) 前掲書『海後宗臣著作集』十巻、「教育勅語成立史研究」参照
(44) この雑誌は明治二十年一月二十五日創刊され、二十一年二月二十九日の第十号まで続いており、二十一年四月三十日に発刊される『文学世界』十一号として継続されるものである。発行所は濟々齋内におかれ、

持主兼印刷人、箕田喜太郎、編集人、安達謙蔵であった。尚、『文学世界』は二十一年十二月三十日の第十八号迄続いたようである。また、京都の「反省会」にも寄贈し、『反省会雜誌』に、その広告を載せていた。
(47) 濟々齋の教育については本山幸彦「明治時代における国家主義教育の一流流」——熊本紫溟会と濟々齋の関係をめぐって——(『京都大学教育学部紀要』VI所収)がある。

- (48) 沼田哲「元田永孚と明治二二年条約改正反対運動」(『日本歴史』四四四号、所収)
(49)(50)(51)(55) 「政教一致論」(『紫溟雜誌』十一号)
(52)(53)(54) 同前(『紫溟雜誌』十五号)
(56) 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九七頁～五〇〇頁
(57) 前掲、梅溪昇「明治前期政治史の研究」、中島三千男「明治国家と宗教——井上毅の宗教観・宗教政策の分析——」(『歴史学研究』四一三号所収)
(58) 前掲、『井上毅伝』史料篇第六、二七〇頁
(59) 紫溟学会の組織については、水野公寿「熊本國権党覚え書」(『近代熊本』二十号)が詳しい。
(60) 「政党を変じて学会となすの理由」(『克堂佐佐先生遺稿』二九頁)
(61) この紫溟会(政党)から学会への変更については、濟々齋の維持資金に努力した木村弦雄から佐々等に宛てた明治十六年四月十八日、四月二十二日、十二月二十七日等の書簡において、その変更を勧めており、十二月二十七日の書簡では、紫溟会においても学会となることを既に決めていたようである。(『佐々友房関係文書』)
(62) 前掲『佐々友房関係文書』木村弦雄より佐々・津田宛明治十七年一月一九日、二月十八日書簡

- (63) 前掲『克堂遺稿』『紫漢学会趣旨書綱領規則』三二頁
- (64)(65) 前掲『佐々友房関係文書』(七九—一九、七九—二〇)
- (66) 「紫漢会の組織を新にす」(『樸溪津田先生伝纂』昭和八年二五四頁)
- (67) 中西牛郎については、熊本日日新聞『熊本百年の人物誌』七九、「中西牛郎・島居雪田・落合東郭」昭和四十三年三月二十九日や荒木精之『熊本県人物誌』に略述されているが、熊本を離れたこともあり、その行動の詳細はわかっていない。明治三十二年の清国官報局翻訳主任の仕事や、同年の天理教教典編述等は興味のあるところである。また、中西は京都において『経世博議』という雑誌を発行しており、その他、『反省会雑誌』にも意見を掲載している。
- (68) 前掲『井上毅伝』史料篇第四、四九四頁
- (69) この会は明治十九年三月に西本願寺普通教校に設けられた禁酒進徳を目的とした会で二十年八月から『反省会雑誌』を発行。
- (70) 『反省会雑誌』第九号 明治二十一年八月十日、前掲『樸溪津田先生伝纂』四〇九頁
- (71) 「宗教及道義」九、(『紫漢新報』明治十九年八月八日)
- (72) 「宗教及道義」十二、(『紫漢新報』明治十九年八月十一日)
- (73) 「仏教改良一言ス」(『紫漢新報』明治十九年十一月十四日)
- (74) 「私立大学校を論じて東西本願寺に望む」一、二、三、(『九州日日新聞』明治二十一年十一月十五、十六、十七日)
- (75) 「探矢ヲ世ノ宗教論者ニ放ツ」(一)、(『紫漢新報』明治十九年十一月二十三日)
- (76) 「探矢ヲ世ノ宗教論者ニ放ツ」(二)、(『紫漢新報』明治十九年十一月二十五日)
- (77) 「探矢ヲ世ノ宗教論者ニ放ツ」(三)、(『紫漢新報』明治十九年十一月二十六日)
- (78) 「探矢ヲ世ノ宗教論者ニ於ツ」(四)、(『紫漢新報』明治十九年十一月二十八日)
- (79) 「日本国民が速に改良す可き道徳」(『九州日日新聞』明治二十一年十一月七日)
- (80) 前掲書、梅溪昇『明治前期政治史の研究』三〇三頁
- (81) 『九州日日新聞』明治二十三年十二月八日寄稿、十四日、十八日寄稿等々。
- (82) 『九州日日新聞』明治二十四年四月三日、五日、二月二十三日～八月二十五日(十九回)
- (83) 船木邦彦「熊本国権党の研究」(一)、(『歴史と現代』五、昭和三十九年所収)
- (84) 玄洋社などが明治十九年の長崎清国水兵事件により対外進出を唱えだしたのに対し、紫漢会が比較的長い間、一貫して日清連合論をとり続けた背景には本稿でみたように、東洋と西洋の文明から折衷的文明を創出しようとした彼らの目的が影響していたとも考えられるのである。
- (85) 広瀬玲子「アジア連帯主義から大アジア主義へ——熊本紫漢会を中心として——」(『史冊』十八号、昭和五十二年、所収)
(本学専任講師・国史学)